

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成 19 年 6 月 11 日

独立行政法人 情報通信研究機構  
理事長代行 田 中 栄 一 殿

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 佐々 誠一 ◎  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 横澤 悟志 ◎  
業務執行社員

当監査法人は、独立行政法人通則法第 39 条の規定に基づき、独立行政法人情報通信研究機構の平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの第 6 期事業年度の財務諸表、すなわち、すべての勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別行政サービス実施コスト計算書、勘定別利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）及び勘定別附属明細書からなる勘定別財務諸表並びに法人単位貸借対照表、法人単位損益計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、法人単位行政サービス実施コスト計算書及び法人単位附属明細書からなる法人単位財務諸表並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書、すなわち、すべての勘定に係る勘定別決算報告書及び法人単位決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、上記の監査を実施した範囲において、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因となるない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 独立行政法人情報通信研究機構の一般勘定、基盤技術研究促進勘定、債務保証勘定、出資勘定、通信・放送承継勘定及び衛星管制債務償還勘定に係る各勘定別財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）を除く。）並びに法人単位財務諸表が独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、各勘定及び法人単位の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 各勘定に係る利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 各勘定に係る勘定別決算報告書及び法人単位決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

### 追記情報

重要な会計方針に記載されているとおり、独立行政法人は当事業年度より固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準が適用されることとなるため、この会計基準により財務諸表を作成している。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成 19 年 6 月 11 日

独立行政法人 情報通信研究機構  
理事長代行 田 中 栄 一 殿

あ づ さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 佐々 誠 一 ◎  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 横 澤 悟 志 ◎  
業務執行社員

当監査法人は、独立行政法人通則法第 39 条の規定に基づき、独立行政法人情報通信研究機構の平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの第 6 期事業年度の連結財務諸表、すなわち、出資勘定に係る勘定別連結貸借対照表、勘定別連結損益計算書、勘定別連結キャッシュ・フロー計算書、勘定別連結剰余金計算書及び勘定別連結附属明細書からなる勘定別連結財務諸表並びに法人単位連結貸借対照表、法人単位連結損益計算書、法人単位連結キャッシュ・フロー計算書及び法人単位連結附属明細書からなる法人単位連結財務諸表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、連結財務諸表について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており。監査は、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人は、上記の出資勘定に係る勘定別連結財務諸表及び法人単位連結財務諸表が独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人情報通信研究機構及び特定関連会社の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

重要な会計方針に記載されているとおり、独立行政法人は当事業年度より固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準が適用されることとなるため、この会計基準により連結財務諸表を作成している。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上